

# 障がい学生への 合理的配慮に 関するガイド(教職員用)



同志社大学

2026年3月発行



# 目 次

教職員のみなさまへ・・・

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. お知りおきいただきたいこと.....    | 2  |
| 2. 同志社大学における障がい学生支援..... | 4  |
| 3. 合理的配慮を受けるには.....      | 6  |
| 4. 聴覚に障がいのある学生への支援.....  | 8  |
| 5. 視覚に障がいのある学生への支援.....  | 11 |
| 6. 肢体に不自由のある学生への支援.....  | 14 |
| 7. 内部に障がいのある学生への支援.....  | 16 |
| 8. 発達に障がいのある学生への支援.....  | 18 |
| 9. 精神に障がいのある学生への支援.....  | 19 |
| 10. 参考.....              | 20 |

# 教職員のみなさまへ・・・

本ガイドブックは、同志社大学において障がいのある学生へ合理的配慮を提供するために、各種障がいに関する基礎的な情報や支援方法をまとめた冊子です。実際に障がいのある学生に対応される場合には、その都度個別に相談させていただくことになりますが、その手がかりとしてご活用ください。（同志社大学では文字表記を「障がい」と統一しております）

## 1. お知りおきいただきたいこと

2016年4月1日に「障害者差別解消法」（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が施行されたことに伴い、本学では2021年3月に「同志社大学障がい学生支援の基本方針」を制定しました。同基本方針は、障害者差別解消法に準拠する形で、本学における障がいのあるすべての学生が他の学生と等しく学ぶ機会を保障するために定められたものです。

### ●障害者差別解消法の目的

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に繋げることを目的としています。

民間事業者である私立大学にも、この法律の適用を受けます。したがって、大学は障がいのある学生が、障がいのない学生と同じように教育を受け、研究するための措置をとらなければなりません。

### ●法律のポイント

この法律によって、大学に求められるのは主に以下の2点です。

#### 1. 不当な差別的取扱いの禁止

文部科学省の対応指針では、障がい者への不当な差別的取扱いを、「正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する」または「提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害であること」と定義しています。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益（安全の確保、事業の目的・内容・機能の維持等）の観点から判断することが必要であり、「事故や危険が想定される」などの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は適当ではないとされています。

これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業（講義、実習、演習、実

技、実験)、研究室の選択、試験、評価、単位認定、留学、インターンシップ、課外活動への参加等まで、大学が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠です。また、これらの不当な差別的取扱いに関連して、「障がい」を理由としたハラスメント」の発生についても、これを防止するための取組の徹底が重要であるとされています。

## 2. 合理的配慮の提供

障害者差別解消法では、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています（第2条第1号）。つまり、医学的な意味での「心身の機能障がい」だけではなく、それが「社会的障壁」とあいまって「障がい」となります。「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します（第2条第2号）。障がいのある学生が、障がいのない学生と同じように大学生生活を送るためには、「社会的障壁」を除去するための合理的配慮の提供が必要です。

### 合理的配慮提供のために

「同志社大学障がい学生支援の基本方針」では、障害者差別解消法および改正障害者差別解消法（2024年4月施行）に準拠し、合理的配慮の提供について以下のように定めています（基本方針の表現を一部わかりやすく書き換えています）。

合理的配慮とは、障がい学生が他の学生と等しく学ぶための「権利」を確保するための必要かつ適当な変更・調整のことを指します。

障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があれば、その実施に伴う負担が過重でなければ、合理的配慮を提供する義務があります。

障がい学生本人からの申出ができない場合であっても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときは、当該学生が自ら社会的障壁を認識して意思決定や必要な申出ができるように、適切な働きかけをすることができます。

合理的配慮の内容を決定するにあたり、障がい学生の意思を尊重しながら、相互の現状を共有・認識し、より適切な内容にするための話し合い（建設的対話）を行います。建設的対話に際して、障がい学生が自ら求める支援内容の説明や意思決定を行うことが困難な場合には、必要に応じて、保護者や支援者の援助を受けることができます。

合理的配慮の内容の妥当性やその後の状況を把握するために、提供した支援についてのモニタリングを行い、必要がある場合には提供内容の調整を行います。

障がい学生に対して必要な合理的配慮を的確に提供するために、キャンパス内の施設・設備のバリアフリー化や学内諸規程、組織、人員配置等を含むハード面・ソフト面での環境整備（事前的改善措置）に努めます。

## 2. 同志社大学における障がい学生支援

### ●障がい学生支援について

本学では、本学に在籍する障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで学生生活を送れるように、障がい種別に関わらず、授業保障、情報保障を中心に様々な修学支援を行っています。障がい学生支援を通じて、障がい学生と障がい学生らを支援する学生（以下、「サポートスタッフ」）の自律的成長に着目し、その成果を再びコミュニティに還元させることを目指しています。

なお、障がい学生支援の目的は、他の学生と同じように学べる、あるいは研究できる機会を保障することであって、単位修得や卒業を保障するものではありません。

### ●スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援センター（以下、SDA センター）

本学は、障がいのある学生の支援窓口として、SDA センターを設置しています。SDA センターには専属のコーディネーターが常駐し、障がい学生の修学支援（教育上の合理的配慮）を行っています。修学支援は障がい学生本人の申出により、関係部署と連携して実施されます。

SDA センターの主な役割（SDA センターの役割のうち障がい学生支援に関わる内容のみ記載しています）

- ① 各学部・研究科への合理的配慮の提案、及び配慮提案内容の調整
- ② 学内各部署への「事前的改善措置」の提言・情報提供
- ③ ①②を通した全学の障がい学生支援の方針・基準の形成・維持
- ④ サポートスタッフの育成・支援ツールの貸し出し
- ⑤ 教職員に対する研修、学生に対する啓発
- ⑥ 学外組織との連携・情報収集、社会貢献活動

### ●サポートスタッフ

SDA センターでは、サポートスタッフを募集し、養成してから実際の支援に派遣しています。支援内容は、障がいの種類や程度、環境により変化します。各障がいについての支援の詳細は P.8 以降をご参照ください。

支援は有償で行っており、サポートスタッフには大学から謝礼をお支払いしています。

### ●個人情報について

SDA センターでは、障がい学生の個人情報の管理を厳密に行い、情報の開示・提供が必要な際には原則本人の同意を得るものとしています。

## ●支援の対象と範囲

### 支援の対象

聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい・発達障がい等により、修学上、日常的に支援が必要な在学生（科目等履修生、聴講生、研究生、留学生、単位互換学生等正規外学生への支援についてはまず SDA センターへご相談ください）

### 支援の範囲

#### 【対象となる活動と SDA センターの支援内容】

- ・正課（授業や試験等）に関すること

支援内容：障がいを事由とした合理的配慮の提案及び配慮内容の調整、サポートスタッフの派遣、定期面談等を通しての障がいの特性に応じた修学支援

- ・正課に準ずると学部長・研究科長が認めた行事

支援内容：行事の内容に応じて必要となる合理的配慮の提案及び配慮内容の調整、サポートスタッフの派遣

- ・大学が主催する式典（入学式、卒業式・学位授与式）

支援内容：式典における合理的配慮の申請窓口、情報保障（PC 通訳等）や移動介助等

- ・各部課が主催する講演会・セミナー・ガイダンス等

支援内容：内容に応じて必要とする合理的配慮の提案及び配慮内容の調整、サポートスタッフの派遣

ただし、合理的配慮の申請窓口は主催部課

\*学外の方からの申請に基づく合理的配慮の提供は主催する各部課において対応

#### 【施設・設備】

- ・学内の施設や設備の調査と改善にむけた提案

#### 【学生生活】

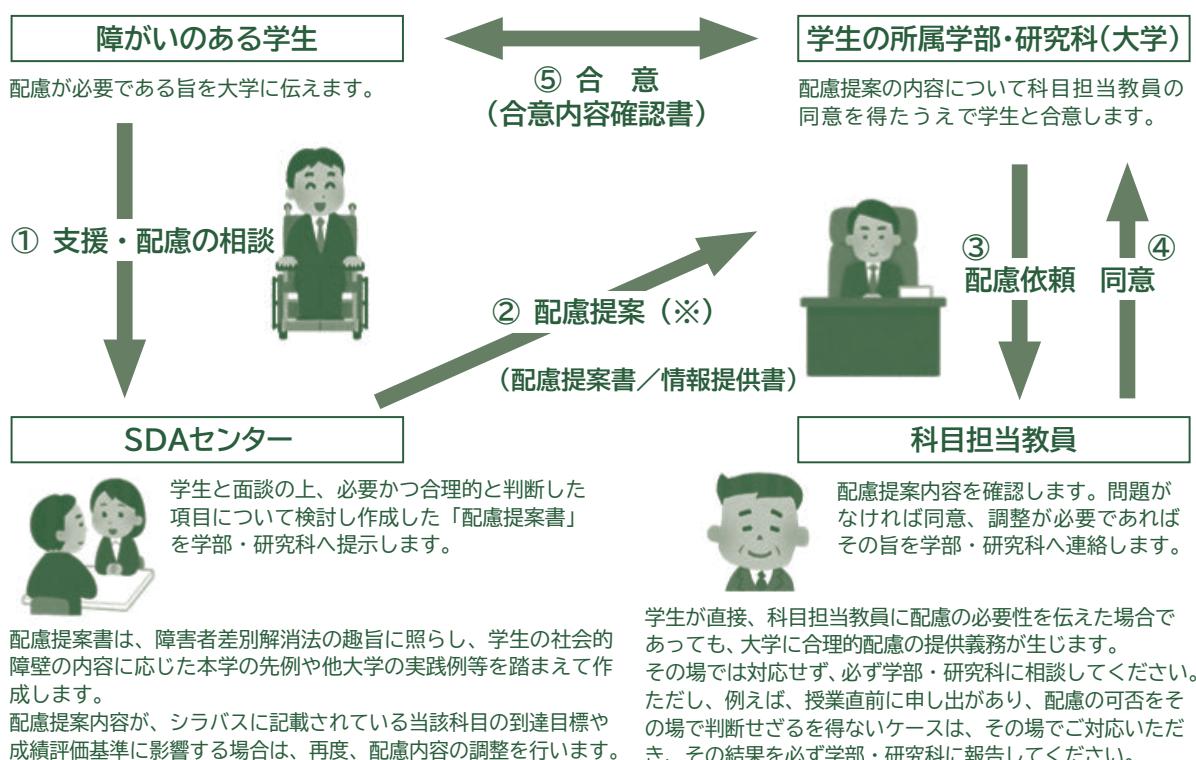
- ・学生生活を安全で健康に送るための相談、調整
- ・学内の移動介助（授業を受けるための移動）、食事介助等

### 3. 合理的配慮を受けるには

障がいのある学生の入学が決定した後、本人から入学後の支援について連絡や相談があった場合は、入学前面談も可能ですので、必要に応じてご相談ください。

障がい学生の中には、支援の必要性や支援方法について自ら認識できていないケースがあります。高等学校までの教育環境と大学との違いを把握できていないため、自らの障がいや症状がどの程度、大学での学びに影響するかが分からないことも少なくありません。法律が求める合理的配慮の提供は、障がい学生自身の意思表示により開始されるものですが、障がい学生らにとって初めてとなる教育環境で自身のニーズを認識し、大学に的確に伝えることは容易ではありません。障がいのある学生の入学が決定した際には、そのような状況も想定の上、相談や面談などを行ってくださいますようお願いいたします。

#### ●修学支援に関する申請～合理的配慮の決定手続き



※配慮提案書に記載された内容が、シラバスに記載されている当該科目の到達目標や成績評価基準に影響する場合は SDA センターが再度、提案内容の調整を図ります。なお、提案内容に学生または科目担当者からの同意が得られない状態で配慮提案から 1 カ月が経過すると、障がい学生支援調整委員会が学生および教員から意見を聴き、授業の目的や障がいの特性を考慮して配慮内容を決定します。

※英訳による配慮提案書が必要な場合や提案内容に同意が得られない場合は、定められた期日までに SDA センターへ連絡してください。

## ●合意形成後の見直しについて

配慮内容については、合意成立後または調整委員会での決定後であっても、障がい学生または科目担当教員の申し出に基づいて見直しを行うことができます。

## ●シラバスの記載について

障がいのある学生が受講科目の選択・受講に際して社会的障壁にあたるものがないかどうかをあらかじめ確認できるように、授業内容や方法、評価の対象や方法をできる限り詳しくシラバス上に明示していただくようお願いしております。

これらは「〇〇演習」「▲▲実習」といった科目名や授業形態から学生にもおよその想像がつかますが、シラバスの「授業計画」や「成績評価」で、その内容をできるかぎり具体的に示していただくと障がい学生がその科目の履修を詳細に検討、あるいは代替措置の可能性について事前に相談することが可能となります。

たとえば、授業内容や方法に視聴覚教材の使用、教室外での実習、実験、きき取り、音読、口頭発表、ディスカッションなどを含む科目では「授業計画」の「内容欄」に、「毎回、テーマについて5名程度のグループで討議し、その内容を発表する」「学期中、1人1回、自分の研究内容につき、全体の前で発表することを義務付ける」「月に1度、授業内でテーマに関連する動画を視聴し、その内容についてレポートを提出する」「現地調査は1泊2日で行う。現地までの移動はバスを使用する予定である」などが記載の一例です。

なお、障がいのある学生が、障がいのない学生と同じように大学生活を送るためには、「社会的障壁」を除去するための合理的配慮が必要です。したがって、教室等の教育環境、授業内容、方法や評価対象に心身の機能障がいのため「社会的障壁」となる内容が含まれる場合、シラバスに記載されているか否かを問わず「合理的配慮」として代替措置等のご検討をお願いします。

### 配慮提案書と情報提供書について

授業において、障がい学生が不利益を被ることがないように、合理的配慮の提供をお願いする「配慮提案書」と、科目担当教員に配慮いただく必要事項はありませんが、お知りおきいただきたい内容を記載した「情報提供書」があります。

## 4. 聴覚に障がいのある学生への支援



「聴覚障がい」とは、外部の音声情報を大脳に送るための部位（外耳、中耳、内耳、聴神経）のいずれかに障がいがあるために話し言葉や周囲の音がきこえにくい、あるいはきこえなくなっている状態のことをいいます。

ひとくちに聴覚障がいといっても難聴の種類や程度はさまざまで、多様なきこえ方やきこえにくさがあり、そのことにより困難な状況も異なってきます。

### 聴覚障がいの種類

**伝音性難聴**：音振動を伝える部分の障がいで、音が小さくきこえる

**感音性難聴**：音をきき分ける部分の障がいで、全くきこえない、音の明瞭さの低下、ゆがみがあるもの

**混合性難聴**：伝音、感音の両方の原因があるもの

### 聴覚障がいの程度

**軽度難聴**：声が小さいときき取れないことが多い

**中程度難聴**：普通の会話がききづらい、近くの自動車の音にやっと気付く  
雑音下での会話や機械音声（マイク、ビデオ、CD など）、  
グループディスカッションなどはきき取りづらい

**重度難聴**：大きな声でもききづらく、授業受講全般に困難を示すことが多い  
視覚的な手がかりを利用して話し言葉を理解することが多い

**ろう**：耳元の大きな声もききづらい  
日常音はほとんどきこえない  
授業受講全般に著しい困難がある  
視覚的な手がかりがないと話し言葉の理解が難しい

### 聴覚に障がいのある人の困難さ

音声がかきこえないということは、音声による情報を知ることができないということです。そのため、多くの人が共有している情報をどのように補うのかを考える必要があります。また、見た目では分かりにくい障がいのため、誤解を生んでしまうようなこともあります。ただ、音声がきこえないということ以外にも、様々な困難さがあることをご理解ください。

### 困難の具体例

- ・グループディスカッションでの議論についていけない
- ・きこえにくさ、不便さが一見して分かりにくい
- ・友達の会話に入っていくけない
- ・口頭による連絡や放送が分からない

### 聴覚に障がいのある学生への配慮

聴覚に障がいがあることにより情報を収集することが困難な学生に対し、代替手段を用いて情報提供することを「情報保障」といいます。聴覚に障がいのある学生の存在を認識し、さまざまな支援手段を活用して効果的な教育を行う意識をもつことが大切です。

## ●配慮の具体例

### [サポートの例]

情報保障（PC 通訳・ノートテイク・手話通訳）、音声認識ソフトの使用、映像文字起こし

試験時のサポートスタッフ（手書きノートテイカー）1 名派遣（試験開始後、30 分程度で退室）

### [貸出備品の例]

録音機器：IC レコーダー

PC 関連：通訳用ノート PC 一式、音声認識ソフト一式

その他：卓上ペンライト、遠隔支援機器（タブレット端末）、書画カメラ、ロジャーマイク、スマートペン

## 授業や窓口での配慮

- ・ 音声による確認や呼び出しは、目で合図するなどして、本人の意思表示をご確認ください。
- ・ 座席指定クラスの場合は、座席位置の変更について本人から直接相談させていただきます。
- ・ 授業時に音声を認識する機器を使用することがありますので、その際は、使用をお認めください。
- ・ 複数人で会話する場合は、FM 補聴器のマイクをグループの中心に置くことがあります。一度に複数の方が発言されますと、音声为重なり理解することができませんので、挙手してから一人ずつ発言するよう促してください。

## 配布資料、教材使用時の配慮

- ・ 情報をより正確に受け取るために、資料の配布や板書など、なるべく視覚情報をご提供いただき、データや図の説明をされる際は、可能な範囲で文字によるご説明もお願いします。
- ・ 音声付きの映像を使用する場合は、本人が他の学生と同時刻に同一の配信内容を把握できるよう、事前に資料（文字起こし・字幕付け）をご準備ください。ご自身で準備することが困難な場合は下記※をご参照ください。

### ※文字起こしについて

SDA センターで映像教材の文字起こし作業を希望される場合は、使用予定日の 2 週間前までに、SDA センターへ映像教材または共有リンク（URL）をご提供ください（文字起こしのみの対応となる場合もあります）。

## 課題、提出期限の配慮

- ・ シラバスに記載していない重要な情報（レポート課題や提出期限等）については、授業内での口頭指示のみでなく、e-class や DUET 等でも、ご提示ください。

## 板書、録画、録音時の配慮

- ・ できる限り「ここ」、「そこ」などの指示語を避けて、何を指しているかが理解できるようお伝えください。レーザーポインターを使用いただいたり、指示語の後に何を指しているのか（例「ここ、つまり A の部分に」など）を付け加えてくださると理解しやすくなります。
- ・ 録画、録音された動画の音声字幕には、自動字幕や音声認識ソフトが便利です。本学では Panopto を推奨しています。Panopto に関する情報は、web シングルサインオン内の「Panopto」に使用方法等の説明動画があります。なお、周囲の音が入らない環境で、ヘッドセットやピンマイクを用いていただくか、マイクに近づいて録音してくださると自動字幕や音声認識の精度があがります。

### サポートスタッフへの配慮

- ・スタッフが本人に情報をより正確に伝えるために、資料などはスタッフにもご配布ください。
- ・サポートスタッフは、障がいによる困難な部分をサポートするために派遣しますので、授業への参加（発言を求める、ペアワークの相手として指定する等）や行事への参加は求めないでください。

### 試験における配慮

- ・本人から試験に関する配慮の相談があり、対応方法に迷われましたら速やかに SDA センターにご連絡ください。SDA センターにおいて、本人からの配慮の相談内容について検討の上、調整させていただきます。また、試験に関して、シラバスや試験実施情報に記載されていない重要な情報（試験日時や出題範囲等）については、授業内での口頭指示のみでなく、e-class や DUET 等の文字情報でも、ご提示ください。

### ＜遠隔授業（リアルタイム型）＞における配慮

- ・出席を確認される場合は音声のみの点呼は避け、チャットなどによる視覚情報での呼びかけをしてください。
- ・通信不良や話者の発声の仕方により、音声の聞き取りが困難な場合があるので、文字起こしをするために録画をお認めください。
- ・遠隔情報保障の専用ソフトを使って、オンライン型授業の音声情報を本人にリアルタイムに表示しますが、少しタイムラグが生じます。このため、学生からの発言（反応）を求めるときには、本人が通訳内容を確認してからになりますので、少しお待ちください。
- ・音声と口形と併せて相手の言葉を理解していますので、質疑応答やコミュニケーションをとられる場合は、口元を見せてゆっくりはっきりお話しください。ただし、伝わっていないと思われた場合はチャットでご対応ください。
- ・PC 通訳による支援を行う場合は、授業日の 1 週間前までに、授業情報（Zoom 情報や資料等）を SDA センターへご提供ください。また、サポートスタッフが Teams や Zoom に入室して通訳することをお認めください。

## 5. 視覚に障がいのある学生への支援



視覚には、視力・視野・光覚・色覚・屈折などの機能があり、そのうちの視力・視野のどちらか、または両方の機能が十分でないため、眼鏡やコンタクトレンズなどを使用しても見え方が良くならない、視野が狭くなり人や物にぶつかるなど、ある程度以上には改善されない状態を「視覚障がい」といいます。「視覚障がい」といっても見え方の困難はそれぞれ違い、多様な見えにくさがあります。

### 視覚障がいの種類

- 弱視 : 見えにくい（保有する視力を活用して、複合的に情報を得る）
- 全盲・盲 : 見えない、ほとんど見えない（視覚的な情報を得られない）

### 障がいの程度（見え方や見える範囲など）

- 視野狭窄 : 見える範囲が狭い、視野の一部が欠損している、視野の中心部が見えない
- 光覚障がい : 光を非常にまぶしく感じる、暗いところになると見えなくなる、明るいと見えにくくなる
- 色覚異常 : 色の区別がつきづらい、特定の色が別の色に見える

### 視覚に障がいのある人の困難さ

私たちは、日常生活、移動、コミュニケーション、修学、就労などさまざまな場面において、視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚・平衡感覚を使って情報を得ていますが、そのうち 80%以上の情報は「視覚」からであると言われており、視覚障がいは“情報障がい”ともいえます。

### 困難の具体例

- ・教材を読み取るのが難しい（履修要項、教科書、プリント、試験問題、板書など）
- ・状況把握が難しい（空いている席、他の学生の様子、教室の雰囲気など）
- ・文字ベースの交流が難しい（メール、インターネットなど）
- ・移動の際に危険察知が難しい（通学、道路上の障がい物、通行人など）

### 視覚に障がいのある学生への配慮

視覚に障がいがあることによる問題や困難さを把握し、適切な対応や配慮、人的支援、支援機器と技術の活用により、解決したり軽減することができます。

#### ●配慮の具体例

##### [サポートの例]

授業資料・試験問題などのテキストファイル文字校正、拡大コピー、点訳、対面朗読、代筆、代読、ガイドヘルプ（学内移動）、授業補助、カラーレンズメガネの使用許可、授業の参加方法の調整、支援機器の持ち込み

##### [貸出備品の例]

録音機器：IC レコーダー

PC 関連 : 音声読み上げ用 PC

その他 : 携帯型拡大読書器、携帯用点字版、単眼鏡、高倍率ルーペ、卓上蛍光灯、点字タイプライター

## 授業や窓口での配慮

- ・ 座席指定クラスの場合は、座席位置の変更について本人から直接相談させていただきます。
- ・ 授業中は音声に集中して内容を理解しています。周辺の学生の私語や移動の音などで集中を欠いてしまいますので、受講生の私語には注意を促してください。
- ・ 目が合っているように思われても、相手の顔さや表情を読み取ることはできません。必ず声かけでコミュニケーションをとってください。
- ・ 支援機器（点訳器・タブレット端末・単眼鏡等）を使用することがあります。

## 配布資料、教材使用時の配慮

- ・ 授業で使用する映像や図、イラスト、表などは文字に置き換えていただくか、口頭でご説明ください。  
配布資料の事前送付等について、本人から相談がありましたら、ご対応をお願いします。
- ・ 受講生の手元に配布されない資料を投影される場合は、口頭で視覚情報をご説明ください。
- ・ 授業中に映像を使用する場合は、事前または事後に映像データをお貸しいただけますと理解の助けになります。本人から映像データ借用の申し出があったときはご対応ください。
- ・ 授業に必要な書籍や資料は、テキストデータ化して本人に直接ご送付ください。ご自身で準備することが困難な場合は下記※をご参照ください。シラバス記載の教科書や必要な参考文献は、本人からの依頼に基づいて、SDA センターでテキストデータ化いたします。  
※ SDA センターでテキストデータ化（資料加工）をご希望の場合は、使用予定日の2週間前までに、SDA センターへ資料をご提供ください。テキストデータ化（資料加工）したデータの本人への送付方法はご相談させていただきます。
- ・ 教科書や参考文献につきましては、テキストデータ化に約1か月を要します。また、データ化したものを本人が通読することにも通常より時間がかかりますので、シラバスに記載していない教科書や参考書を使用される場合は、決まり次第、速やかに本人へお伝えください。

## 課題、提出期限の配慮

- ・ 課題提出期限の延長について、本人から事前に相談がありましたら、ご対応をお願いします。

## 板書、録画、録音時の配慮

- ・ 授業音声の録音と、録音した音声の個人聴取をお認めください。
- ・ 板書や掲示されたパワーポイントなどの視認が困難な場合は、写真を撮り個人で見ることをお認めください。
- ・ できる限り「ここ」、「そこ」などの指示語を避けて、何を指しているかが理解できるようお伝えください。

## サポートスタッフへの配慮

- ・ スタッフが本人に情報をより正確に伝えるために、資料などはスタッフにもご配布ください。
- ・ サポートスタッフは、障がいによる困難な部分をサポートするために派遣しますので、授業への参加（発言を求める、ペアワークの相手として指定する等）や行事への参加は求めないでください。

### 試験における配慮

- ・本人から試験に関する配慮の相談があり、対応方法に迷われましたら速やかに SDA センターにご連絡ください。SDA センターにおいて、本人からの配慮の相談内容について検討の上、調整させていただきます。また、試験に関して、シラバスや試験実施情報に記載されていない重要な情報（試験日時や出題範囲等）については、授業内での口頭指示のみでなく、e-class や DUET 等でもご提示ください。
- ・小さな字の読み取りに時間がかかるため試験時は問題用紙等の拡大をお願いすることがあります。

### <遠隔授業>における配慮

- ・本人が配信されるツールにアクセスできるかどうか確かめる必要がありますので、配信方法が決まり次第、SDA センターへご連絡ください。

## 6. 肢体に不自由のある学生への支援



肢体とは「四肢」と「体幹」を表します。「四肢」は上肢（手と腕）と下肢（足と脚）、「体幹」は胴体を意味します。

「肢体不自由」とは、四肢・体幹が病気やケガで損なわれ、永続的に日常生活において不自由や困難が生じている状態をいいます。障がいの部位や程度によって個人差があります。

### 肢体不自由の種類

上肢障がい：手や腕が短かったり、なかったり、機能が廃されるもの

下肢障がい：足や脚が短かったり、なかったり、機能が廃されるもの

全身性障がい：体温調節、呼吸管理、接触、嚥下など

### 肢体に不自由のある人の困難さ

筋肉に力が入らなかったり、力の調整ができなかったりするため、多くの人があたり前のように行っている行動でも、個々の状態によって難しい場合があります。移動などに関するハード面のことだけでなく、それぞれの施設・設備の運用など、ソフト面においても困難さがある場合があります。

### 困難の具体例

- ・書く、持つ、食べる、操作する、ドアの開閉、移動などが難しい
- ・車いす使用の場合は、段差、斜面、道路幅などに通行上の困難があり、バスや電車の乗り降り、トイレなどが難しい

### 肢体に不自由のある学生への配慮

障がいのある部位や程度によって、支援の方法はさまざまです。各学部・研究科から送付される配慮提案書を基に、必要に応じて障がい学生本人へご確認ください。

### ●配慮の具体例

#### [サポートの例]

代筆、代理タイピング、車いす介助（学内移動）、トイレ介助、食事介助、教材の PDF（電子データ）化、駐車証発行による車両入構、ストレッチ用休憩室の使用、筆記試験の別室受験

#### [貸出備品の例]

録音機器：IC レコーダー

介助用：手動式車いす、シャワーチェアー、車椅子用机、ストーブ、毛布、電動ベッド

PC 関連：記録用 PC、入力補助器具

その他：タブレット端末

### 授業や窓口での配慮

- ・ 座席指定クラスの場合は、座席位置の変更について本人から直接相談させていただきます。
- ・ 欠席や遅刻、早退することがあります。欠席や遅刻、早退時に配布されたレジュメや提示された重要な情報について、本人が相談した場合は、レジュメの再配布または課題を再提示ください。
- ・ 専用の椅子または机を使用します。
- ・ 窓口において、本人より代筆をお願いすることがありますので、ご対応をお願いします。

### 配布資料、教材使用時の配慮

- ・ 資料は PDF（電子データ）化して本人に直接ご送付ください。ご自身で準備することが困難な場合は下記※をご参照ください。教科書や必要な参考文献は、本人からの依頼に基づいて、SDA センターで PDF 化いたします。

※ SDA センターで PDF 化を希望される場合は、使用予定日の 1 週間前までに、SDA センターへ資料をご提供ください。PDF 化したデータの本人への送付方法はご相談させていただきます。

### 課題、提出期限の配慮

- ・ 課題の提出期限延長について、本人から事前に相談がありましたら、ご対応をお願いします。

### 板書、録画、録音等について

- ・ 授業音声の録音と、録音した音声の個人聴取をお認めください。

### サポートスタッフへの配慮

- ・ スタッフが本人に情報をより正確に伝えるために、資料などはスタッフにもご配布ください。
- ・ サポートスタッフは、障がいによる困難な部分をサポートするために派遣しますので、授業への参加（発言を求める、ペアワークの相手として指定する等）や行事への参加は求めないでください。

### 試験における配慮

- ・ 本人から試験に関する配慮の相談があり、対応方法に迷われましたら速やかに SDA センターにご連絡ください。SDA センターにおいて、本人からの配慮の相談内容について検討の上、調整させていただきます。また、試験に関して、シラバスや試験実施情報に記載されていない重要な情報（試験日時や出題範囲等）については、授業内での口頭指示のみでなく、e-class や DUET 等でも、ご提示ください。
- ・ パソコン入力での解答および提出をお認めください。

### <遠隔授業（リアルタイム型）>における配慮

- ・ 欠席したり、マイク・ビデオをオフにして画面から離れることがあります。欠席や離席時に話された重要な情報について、本人が相談した場合は、再度ご説明ください。
- ・ 代筆による支援を行う場合は、授業日の 1 週間前までに、授業情報（Zoom 情報や資料等）を SDA センターへご提供ください。また、サポートスタッフが Teams や Zoom に入室して通訳することをお認めください。



## 7. 内部に障がいのある学生への支援

内部障がいとは、身体内部の臓器に何らかの障がいがあることを指します。内部障がいの具体的な種類については、身体障害者福祉法で定めるところの心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの計7障がいであるとされます。進行性の疾患を伴っていることも多く、症状の変化で不安を抱える、あるいは継続的な医療ケアが必要な方もいます。

いずれも、外見からは障がいや疾患があるように見えない場合が多いのですが、修学場面や就労場面等において活動が制限されることがあり、周囲の人々の理解と支援を必要とする障がい・疾患であるといえます。

### 内部に障がいのある学生への配慮

受診や体調不良、発作等で授業に出席できない場合があります。また、授業中でも急に具合が悪くなり、退席しなければならないことがあるかもしれません。主治医や保険診療所の診断書・意見書等に基づいて作成された、各学部・研究科から送付される配慮提案書をご確認ください。

#### ●配慮の具体例

##### [サポートの例]

ガイドヘルプ（学内移動）、駐車証発行による車両入構、学内シャワールームの使用、面接授業の途中入退室、筆記試験の別室受験、座席位置の調整

##### [貸出備品の例]

録音機器：ICレコーダー

介助用：手動式車いす、ストーブ、毛布、電動ベッド

その他：タブレット端末

### 授業や窓口での配慮

- ・座席指定クラスの場合は、座席位置の変更について本人から直接相談させていただきます。
- ・欠席や遅刻、早退することがあります。欠席や遅刻、早退時に配布されたレジュメや提示された重要な情報について、本人が相談した場合は、レジュメの再配布または課題を再提示ください。

### 課題、提出期限の配慮

- ・課題提出期限の延長について、本人から事前に相談がありましたら、ご対応をお願いします。

### 板書、録画、録音等について

- ・授業音声の録音と、録音した音声の個人聴取をお認めください。

### サポートスタッフへの配慮

- ・サポートスタッフは、障がいによる困難な部分をサポートするために派遣しますので、授業への参加（発言を求める、ペアワークの相手として指定する等）や行事への参加は求めないでください。

### 試験における配慮

- ・本人から試験に関する配慮の相談があり、対応方法に迷われましたら速やかに SDA センターにご連絡ください。SDA センターにおいて、本人からの配慮の相談内容について検討の上、調整させていただきます。また、試験に関して、シラバスや試験実施情報に記載されていない重要な情報（試験日時や出題範囲等）については、授業内での口頭指示のみでなく、e-class や DUET 等でもご提示ください。

### <遠隔授業（リアルタイム型）>における配慮

- ・欠席や遅刻、早退したり、マイク・ビデオをオフにして画面から離れることがあります。欠席や離席時に話された重要な情報について、本人が相談した場合は、レジュメの再配布または課題を再提示ください。

## 8. 発達に障がいのある学生への支援



発達障がいとは、脳の機能的な問題が原因で、認知・コミュニケーション・社会性・学習・注意力等の能力に偏りや問題が生じ、生活に困難をきたす状態のことをいいます。大学生に見られる発達障がいには全般的な発達の遅れはなく、以下のような分類が考えられます。

**自閉スペクトラム症（ASD）**：社会性の障がい、対人・コミュニケーションの障がい、想像性の障がい（こだわり）、感覚過敏または鈍麻 など

**注意欠如・多動症（ADHD）**：不注意（ex. 集中力を持続できない、見落としが多い）、多動性（ex. 極端に落ち着きがない）、衝動性（ex. 予測や考えなしに行動を起こす）

**限局性学習症（SLD）**：知的能力は低くないが、読む・書く・計算する・聞く・話す・推論することのどれか、または複数の著しく困難

☆上記の複数の障がいの特徴が、同時に様々な形で見られる学生が珍しくありません。

### 発達障がいのある学生への配慮

同じ診断名でも、困りごとや問題の現れ方は一人ずつ違います。また、一人の学生の中でも、場面や状況によって必要な対応が異なります。更に、当該学生の自己理解や工夫によってそれまでのサポートが必要なくなったり、就職等ライフステージの変化によって新たなサポートが必要になったりします。

合理的配慮を受けるだけでなく、並行して必要な治療（服薬）や継続的なカウンセリングを受けることが、当該学生の症状の安定や障がい受容につながります。また、合理的配慮の申請手続き後も継続的に当該学生に会い、状況や状態の変化に応じて、配慮内容を調整することもあります。

### 発達障がいのある学生に見られる学生生活の困りごと

- ・遅刻や欠席が多い。
- ・課題や提出物の締切が守れない。連絡の聞き逃しや見落とし等、何度も同じミスを繰り返す。
- ・レポート作成が難しく提出できない。アイデアはあるが、まとめた文章を書くのに時間がかかる。
- ・履修登録がうまくできない。必要な科目を履修していないことに気づかない。
- ・グループワークで一方向的に話す、会話がかみ合わない、意見を聞かれても黙り込む。
- ・状況が分からず、対人関係でのトラブルが生じやすい。

☆これらは周囲から怠惰や社会性の低さと捉えられやすく、困りごとの背景に特性があることに本人も気づかず一人で抱え込んでいることがあります。

### ●配慮の具体例

- ・面接授業の途中入退室
- ・課題の提出期限の延長
- ・授業中の支援機器の使用（授業の録音・録画、PC 筆記、音声認識ソフト、スマートペンの使用など）
- ・サポートスタッフによる代筆
- ・筆記試験の別室受験

## 9. 精神に障がいのある学生への支援



精神障がいの定義の仕方は様々あります。ここでは、精神疾患により大学生活や日常生活を送る上で支障が出ている状態を「精神障がい」とします。大学生に比較的多い精神障がいは、気分障がい、不安障がい、摂食障がい、統合失調症などです。

### 精神障がいのある学生への配慮

精神疾患の症状は個別性があり、状態も一定ではありません。治療や環境の変化により、症状が改善していくこともあります。また、同一の障がい名であっても、必要とする支援の内容や程度は一人一人異なるため、画一的な支援方法はありません。

合理的配慮を受けるだけでなく、並行して必要な治療（服薬）や、継続的なカウンセリングを受けることは、当該学生の症状の安定や、障がい受容につながります。また、合理的配慮の申請手続き後も、継続的に当該学生に会い、症状を見立て、必要な支援を見直すこともあります。

### 大学生活に影響をおよぼす主な症状

#### ・睡眠リズムの乱れ

入眠困難や中途覚醒などの症状があると、十分な睡眠を取ることができず、午前中の授業の遅刻・欠席が増えることがあります。また、授業に出席していても、思うように集中できないことがあります。

#### ・対人面での困難さ

人に注目されることに過度の緊張や不安を感じることがあります。例えば大勢の前で発表をすることや、Web カメラに自身が映ることが精神的に負担となることがあります。

#### ・気分の波

ちょっとしたことで気分に波が生じることがあります。急に落ち込むこと、涙が出てくると、イライラしやすくなることで、人と関わるのが難しくなることがあります。

### 服薬について

精神障がいがあっても、服薬による治療を続けながら大学生活を送ることができる学生は大勢います。定期的な服薬に加え、頓服を必要とする場合があります。その際は授業内での服薬もしくは中座することがあります。

### 試験について

人が大勢いる中で試験を受けることに緊張や不安が高まる場合があります。座席指定や、別室での受験を希望する場合があります。

#### ●配慮の具体例

- ・面接授業の途中入退室
- ・課題の提出期限の延長
- ・発表やグループワークの参加方法の調整
- ・筆記試験の別室受験

## 10. 参 考

### 1) 国連・障害者の権利に関する条約について

- ・「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」は、2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効した。日本は、2007年9月に同条約に署名しており、2011年8月に障害者基本法の改正を行い、2013年度に障害者差別解消法が制定され、2016年度に施行された。
- ・「障害者権利条約」では、第24条（教育）において、教育についての障がい者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障がい者を内包する教育システム等を確保することとし、その権利を確保するもののひとつとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とする。

### 2) 高等教育における「合理的配慮」について

- ・高等教育における「合理的配慮」（reasonable accommodation の訳語）の定義については、2024年3月に出た文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告（第三次まとめ）（以下、「報告（第三次まとめ）」という。）で定めたものに準拠するものとする。
- ・「障害者差別解消法」第8条第1項では、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」、第2項では、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」としている。

### 3) 障がいのある学生の定義とその範囲について

- ・障害者基本法第2条（障害者差別解消法第2条も同様）では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下、「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定める。また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義している。

したがって、「障がいのある学生」の範囲は、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」とする（報告（第三次まとめ））。

### 4) 学生の範囲、学生の活動の範囲等その他の事項について

- ・学生の範囲（正規学生、科目等履修生、聴講生、研究生、留学生等）、活動の範囲（授業、課外活動、学校行事、就職活動等、教育、研究に関する全ての事項）、合理的配慮の考え方（機会の確保、情報公開、決定過程、教育方法等支援体制、施設・設備）については、報告（第三次まとめ）の定めに準拠するものとする。
- ・上記に記載したもの以外で、その他必要となる事項については、当面の間、報告（第三次まとめ）の定めに準拠するものとする。

以 上



**今出川校地**

鳥丸通

室町キャンパス

1F  
SDAセンター  
カウンセリングセンター

2F  
キャリアセンター  
保健センター

新町別館

学生会館

新創館(SS)

尋真館(Z)

臨光館(R)

門前所

正門

新町キャンパス

溪水館

鳥丸キャンパス

志高館(SK)

門前所

北門

博達館(H)

良心館(RY)

寧静館(N)

扶桑館(F)

至誠館(S)

クラーク記念館

ハリス理化学館

真義館

彰栄館

チャペル

西門

門前所

1F SDAセンター

待辰館

神学館(G)

東門

門前所

正門

今出川キャンパス

車両通門

相国寺

ゲストハウス

アーモスト館

啓明館

光塩館

有終館

弘風館(K)

致遠館

明德館(M)

徳照館

図書館(工事中)

The map illustrates the layout of Kanto Gakuin University, with buildings color-coded by faculty: Law (blue), Education (green), Science (yellow), and Medicine (pink). Key locations include:

- 1F SDAセンター** (1F SDA Center)
- 2F キャリアセンター** (2F Career Center)
- 1F カウンセリングセンター** (1F Counseling Center) - Note: 2026年10月〜副業館1Fに移転予定 (From October 2026, moving to 1F of the副業館).
- 知真館 (TC1, TC2, TC3)** (Chishinkan)
- 成心館** (Seishinkan)
- 多目的ホール (ハローホール)** (Multipurpose Hall)
- 理化学館** (Rikagaku-kan)
- 創考館** (Sougou-kan)
- 有徳館 西館** (Yutoku-kan West)
- 有徳館 東館** (Yutoku-kan East)
- 至心館** (Shishinkan)
- 知源館** (Chiryu-kan)
- 香柏館** (Kobaku-kan)
- 知証館 南館 (自然系等)** (Chisho-kan South, Natural Sciences, etc.)
- 知証館 北館 (薬工)** (Chisho-kan North, Pharmacy/Engineering)
- 知証館 南館 (電気系)** (Chisho-kan South, Electrical Engineering)
- 知証館 北館 (機械)** (Chisho-kan North, Mechanical Engineering)
- 光館 (HAK-KAN)** (Hikari-kan)
- 夢告館 (MK)** (Yume-tsugu-kan)
- 情報メディア館** (Chohou Media-kan)
- ルーム記念館** (Room Memorial Hall)
- 交隣館** (Kourin-kan)
- 副業館** (Fukugyo-kan)
- 厚生館** (Kosho-kan)
- 保健センター** (Health Center)
- 門衛所** (Gate Guard Post) at 南門 (South Gate), 正門 (Main Gate), and 北門 (North Gate).